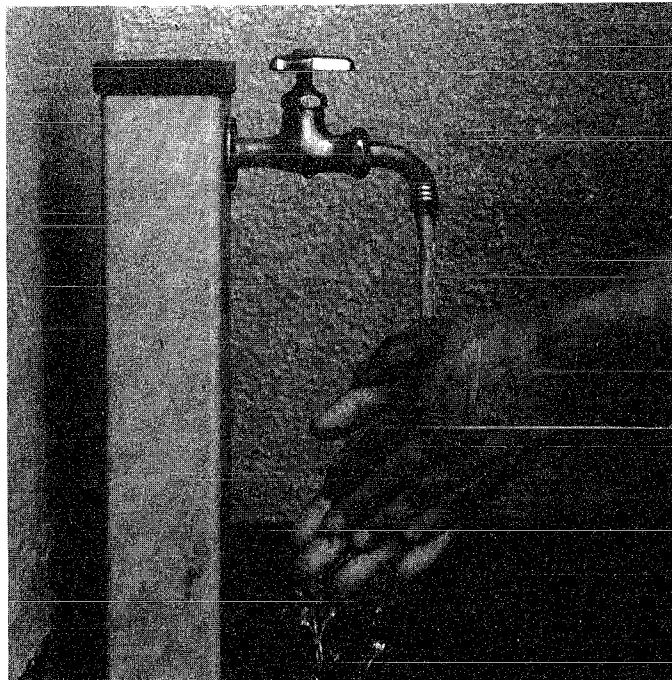


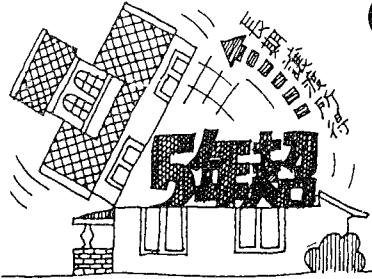
6月は「水道週間」

水道水は、毎日の生活に欠かすことのできない大切な水です。

無駄なく使い節水に御協力ください。



税ゼミナール



平成7年1月1日以後に行う土地建物等の譲渡による長期譲渡所得の税率が引き下げられます。

○特別控除後の課税長期譲渡所得金額4,000万円以下の部分の税率について

現行 39%

(国30%、県3%、村6%)

改正後 32.5%

(国25%、県2%、村5.5%)

例1. 平成7年中の課税長期譲渡所得金額3,000万円の場合

現行

国30% 900万円、県3% 90万円、
村6% 180万円

改正後

国25% 750万円、県2% 60万円、
村5.5% 165万円

例2. 平成7年中の課税長期譲渡所得金額5,000万円の場合

現行

国30% 1,500万円、県3% 150万円、
村6% 300万円

改正後

国(4,000万円×25%)+(1,000万円×30%)=1,300万円

長期譲渡所得の課税の特例の改正

県(4,000万円×2%)+(1,000万円×3%)=110万円
村(4,000万円×5.5%)+(1,000万円×6%)=280万円

◎切り売り防止のための措置

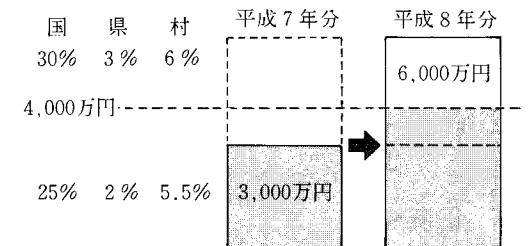
平成8年1月1日以後に土地等の譲渡をする者が、その前年に土地等に係る長期譲渡所得を有する場合は、前年の長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得の金額に加算して計算を行った場合の上積み税額をその年の税額にすることとなりました。

例3. 平成7年中の課税長期譲渡所得金額3,000万円

平成8年中の課税長期譲渡所得金額3,000万円

平成7年分の税額は例1の改正後のとおり
平成8年分の税額は切り売り防止措置を施行するとのようになります。

課税長期譲渡金額 6,000万円
(平成7年中3,000万円+平成8年中3,000万円)
国(4,000万円×25%)+(2,000万円×30%)=750万円
県(4,000万円×2%)+(2,000万円×3%)=60万円
村(4,000万円×5.5%)+(2,000万円×6%)=165万円



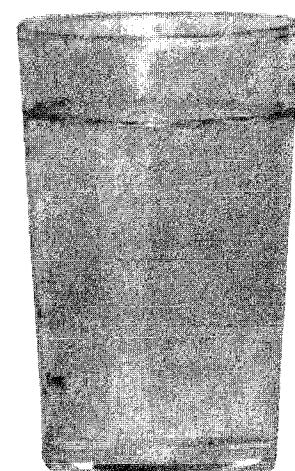
尚、切り売り防止の措置は優良住宅地の造成等のための譲渡、居住用財産の譲渡は除かれます。

このため、新しい水道水質基準に基づく適切な水質管理により、安全で良質な水道水の供給を図るとともに、災害時のライフライン機能の確保、都市構造に合わせた機能の充実、地方の発展を支える施設の整備などを推進し、信頼され親しまれる水道の構築に向けて積極的に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、水道についての理解と関心を深めていただき、水道事業の重要性を見つめ直していただきたいと思います。

今や水道はほとんどの国民が利用できるまでに普及し、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要な社会的重責を果しているところあります。

水道水は安全? 定期的に水質をチェック



うまい水、いつでもどこでも蛇口から

平成5年度に完成した簡易水道第2次拡張事業により、より安定した水道水を供給することができます。この水道水は安心して飲める水なのでしょうか。

しかし、この水道水は安心して飲める水なのでしょうか。全国の飲料水を供給している施設では、水質の検査が義務づけられており、基準項目80種類にも及ぶ検査が行われています。本村の場合は、大腸菌群、塩素イオンといった普段、名にするものから、シマジン、チオベンカルブルといつたまったく知らないものの検査まで、47項目にわたってチェックされています。今回

の検査は5月に実施され、水道法の水質基準に適合します。この検査報告を受けているところにおいていつでも見ることができます。(この検査結果は、浄水場においていつでも見ることができます)。

水道法の水質基準に適合します。この検査報告を受けているところにおいていつでも見ることができます。(この検査結果は、浄水場においていつでも見ることができます)。

歳時記

ビールは夏の季語です。昔は冬は熱燗、夏はビールと季節によって飲むものが決まっていました。アイスクリームとともに、季節商品から通年商品になったのです。とはいえ、「屋上ビアホール開店」などというニュースには、やはり夏を感じますね。ビールを飲む行きをみると、最も多いのは七月で、年間売り上げ(平成4年度)の一・二・五%を占めています。しかし、十二月も約一〇%とけつこう売っています。しかも、中元商品だったビールが、歳暮商品にも登場したかもしれません。

さて、日本人はどのくらいビールを飲むのでしょうか。成人一人当たりの消費量は、年間七四・一リットルです(平成4年度)。三百五十九リットル

トル缶に換算して、一人当たり約二百十二本になります。一人当たりの本数を瓶ではなく缶で試算したのは、瓶ビールの売り上げが全体の半分を占めています。缶ビールの進出が目立つたのは十年前からですが、今後もこの傾向は続くと見てきたからです。

缶ビールの販売は、厚生年金、国民年金積立金還元資金が使われています。缶ビールの販売は、厚生年金、国民年金積立金還元資金が使われています。

労働省では、六八月に「ほつとウイーク」を奨励しています。働く皆さん、長期休暇をとり、心身をリフレッシュさせ、新たな気持ちで仕事に取り組みましょう。

